

「湯漬」の諸相

—— 朝廷儀式を中心に ——

似鳥 雄一

はじめに

日本には茶漬という食べ物がある。飯に熱い茶をかけて食べるもので、現代では朝食や、酒宴の最後に出されることが多からう。日本人なら誰もが知っている食べ物だと思われるが、それでは本当に誰もが食べたことがあるかというところ、これは非常に微妙な問題となる。というのは、現代で茶漬といった場合に、自分でいれた茶を飯にかけて食べた経験のある人が、果たしてどの程度いるであろうか。むしろ、茶漬とは市販されている「お茶づけの素」を使って作るものだと無意識に考えている人が多いのではないか。そこですぐに思い浮かぶのは、大相撲力士を起用したテレビCMで有名な永谷園が販売している「お茶づけ海苔」という商品である。永谷園のホームページにはQ&Aコーナーがあって、この商品に関する次のような「よくある質問」が掲載されている。¹⁾

永谷園の「お茶づけ」には、お茶とお湯のどちらをかけるのですか？

この質問に対する永谷園の回答は次の通りである。

永谷園の「お茶づけ海苔」には抹茶が入っていますので、お湯をお使いいただくと抹茶本来の風味がほどよく引き立ちます。お好みでお茶をかけていただいても結構ですが、お湯をお使いいただきますと一味違った風味を味わっていただけるので、ぜひ一度、お湯でもご賞味ください。一部の「お茶づけ」には抹茶が含まれていない商品もあります

が、それぞれ風味がついていきますので、お湯でご賞味ください。

すなわち、この商品は茶よりも湯をかけることを推奨しており、それは抹茶が入っているからだという。しかし永谷園のホームページをさらにみると、同社は永谷宗七郎（宗円）という煎茶の製法を開発したとされる人物を祖と仰ぎ、彼によつて茶漬が普及したとしている。^②煎茶と抹茶とは、おのずから風味が異なるのはいうまでもない。つまり歴史的にみれば、この「お茶づけ海苔」は茶漬というよりも、味付けされた湯漬といった方が実態に近いのである。

さて以上の前置きから何が言いたいかという点、日本人は昔も今も、知つてか知らずにか、湯漬を食べてきたという点である。茶漬が一般に食べられるようになるには当然ながら茶の普及を待たねばならず、となるとそれは先述の永谷園のホームページにもあるように、実際には近世のことと考えねばならない。日本人はそれ以前から、湯漬という食べ物に長く親しんできたのである。しかしながら日本の食文化史に関する研究を見渡しても、湯漬という食べ物に焦点を絞つたものはこれまででなかったように思われる。

そこで本稿では、中世以前の日本において湯漬がどのような食べ物として存在していたかを概観し、その特性を明らかにした上で、さらには単なる食べ物としてだけではなく、朝廷のある儀式において欠かせない道具立てとして特異な地位を占めていたことを述べてみたい。^③

一、食べ物としての湯漬

まず中世以前の湯漬とはどのような食べ物であったのかを確かめておこう。もちろん米飯に湯を注いだもの、ということになるのだが、現在と大きく異なるのは米飯の硬さであつたらしい。当時は釉薬を施した土鍋、鉄製の釜などは高価であり、簡単に手に入る甌で蒸して作つた「強飯」、すなわち「おこわ」が主であつたために飯が硬く、そのために湯漬、あるいは水漬にして食べるのが好まれたのだという。^④

それでは次に、湯漬はどのような形式・場面で食べられていたのだろうか。よくみられるのは、「菓物」すなわち果実・

酒肴とセットで供されるシーンである。例えば現存最古の長編物語といわれる『うつほ物語』では「御湯づけ、菓物など参りたり⁵」や「よき菓物、乾物など、折敷よくして、御湯づけ、御酒など参る⁶」などとみえ、また『源氏物語』でも「御湯漬・くだものなど⁷」とある。この点と関係して、先行研究では芋粥のことを「簡単な食事を兼ねた宴会の場で食べるデザート、ないしは湯漬や果物と一緒にでてくる軽食、スナック⁸」とする指摘があるが、これと似たような側面は湯漬についてもあったといえるだろう。

宴会ということに関係していえば、藤原実資の日記である『小右記』の治安元年（一〇二二）七月一四日条には「初任饗、古昔例、随寒熱有湯漬・水飯等設、承平六年変彼例被儲饗云々」とある。「初任饗」すなわち大臣に任ぜられた時に催される任大臣大饗と呼ばれる盛大な宴会も、かつては湯漬・水飯をふるまうようなものだったが、承平六年（九三六）から御馳走を出すようになったのだという（これは藤原忠平の例を指すのであろう）。

またこれは宴会とは異なるが、法会が結願した際に、勤仕した僧侶に対して湯漬が用意されることがよくあった。例えば『大鏡』では藤原道長が法成寺（実際には法性寺）の五大堂供養に百人の僧侶を招き、冬の最中に煮えたぎった熱湯で湯漬をふるまう姿が描写されている⁹。

軽食としての性格を持つ湯漬は、時間帯によっては夜食として食べられることになる。清少納言は『枕草子』で、自分のもとにきた男にものを食べさせるのはみっともない、たとえ男が「いみじう酔ひて、わりなく夜ふけて泊りたりとも、さらに湯漬をだに食はせじ¹⁰」といっている。つまり酔っぱらった男が真夜中にやってきても、湯漬だって食べさせない、との主張である。

夜食としての湯漬は、日記のなかでもみることができ、よくあるのは朝廷の政務会議が深夜に及んだ場合、あるいは及ぶと予想される場合に、湯漬の用意をさせることである。例えば『小右記』寛弘二年（一〇〇五）正月一九日条では、諸国の国司の成績審査会議である受領功過定を明日に控えて、朝廷の厨房に「明日可設湯漬由」が指示されており、翌日条をみると会議は時刻に終わっている。『小右記』治安元年（一〇二二）二月二〇日条では、諸国の荒廢田の状況について議定する不堪佃定が明後日に予定されていたが、物忌などと重なったため丑刻からの開始となり、やはり「可役〔設〕

湯漬之由」が指示されている。また『小右記』寛和元年（九八五）正月二八日条では、二六日から始まった任官の儀式である除目がこの日の寅刻に終わり、列席の公卿に湯漬が出されている。ここで筆者の藤原実資は「連夜湯漬如何々々」と記しているが、連日の深夜勤務による疲労感をこぼしたものであろう。

湯漬に関するよく知られた話として、『今昔物語集』⁽¹⁾「宇治拾遺物語」⁽²⁾「古今著聞集」⁽³⁾のいずれにも採録された「三条中納言」の逸話がある。太りすぎた三条中納言という人物（藤原朝成）が、やせるために医師から「冬は湯漬、夏は水漬」を食べるように勧められるが、度を越して食べ過ぎるために失敗するという話である。これは湯漬のダイエツト食としての側面を示した話といえるが、さらに状況によつては病人食にもなった。例えば『落窪物語』では主人公の女君が、父でありやがて死去してしまう大納言忠頼の看病をするシーンで湯漬を食べさせている。⁽⁴⁾

以上のように、湯漬という食べ物には宴会での酒肴・デザートとして、あるいは日常的な軽食・夜食として、はたまたダイエツト食・病人食として、実にさまざまな形式・場面で食べられていたことを確認した。

ところで先述したように『小右記』では「随寒熱有湯漬・水飯等設」といい、三条中納言の逸話では「冬は湯漬、夏は水漬」といつていたように、湯漬と水漬は季節によつて食べ分けがあったということによく言われる。しかし史料をみていくと、湯漬の季節は必ずしも冬に限定されず、夏にも食べられている。例えば『御堂関白記』長和四年（一〇一五）閏六月一八日条をみると、法会が終わって藤原道長が僧侶に湯漬をふるまっているが、その日が暑かったことは「入夜依熱氣盛、乗舟追涼」とあることからわかる。

おそらく湯漬と水漬とは史料に現れる頻度にそもそも大きな違いがあり、例えば東京大学史料編纂所の古記録フルテキストデータベースで検索すると、「湯漬」は九〇件ヒットするのに対して、「水漬」「水飯」は合わせても一八件にとどまる。⁽⁵⁾このことは、水漬より湯漬の方が「強飯」を柔らかくおいしく食べられるということに加えて、これら古記録の記主の大半を占める朝廷の公家にとつて、湯漬が独自の意味を持っていたことを示しているように思われる。そこで以下では朝廷における湯漬のあり方について、特に儀式の場に視点を据えて検討していくことにしたい。

二、朝廷儀式と湯漬——藏人の昇殿拝賀——

まず平安期の儀式書で著名なものとして、例えば藤原公任（九六六—一〇四一）の手になる『北山抄』をみてみると、『大饗事』（卷三）として「故実、新任饗、随時節寒暖、設湯漬・水飯等、不必仰録事云々、而承平六年、羞飯仰録事、其後如之」とある。先述の『小右記』と同様のことを記しているわけだが、この記述に関しては特に本稿では注目すべき点はない。

本稿でまず注目する史料は、高棟流平家の日記六種の総称である『平記』のうち、平行親の手になる長暦元年（一一〇三七）一月一日条である。この日、行親は清涼殿の殿上の間への昇殿を許されて殿上人となり、内裏に参上して拝賀を行っていたのだが、その際に行親が湯漬を食べているのである。その場面の記述は「食湯漬退下」だけのシンプルなものだが、果たしてこれは何を意味するのか。行親の経歴から探ると、『小右記』寛仁三年（一一〇九）正月一日条に「昨日被定藏人（藤原良任・平定親、秀才）、并所雑色（平行親・橘成任）」とあり、藏人所の下級職員である雑色となったことがわかる。また『小右記』治安三年（一一〇二三）正月一日条には「以藏人左衛門尉平行親・同府尉藤原為親可為檢非違使」とあり、藏人・左衛門尉・檢非違使の兼任となったものとみられる。

ここで注意したいのは、行親の藏人としての経歴である。というのは、天皇の秘書官ともいえるべき藏人という官職については、その職務内容をまとめた『侍中群要』という書物がある。『侍中』とは藏人の唐名である。延久三年（一一〇七）以降に成立したとされる書物だが、それによれば「初参」の際には「藏人開簡著之（封後事也）、頃之居湯漬、随先達気色食之了置箸」とされている。この「簡」とは宮中での出勤確認に用いた「日給の簡」と称される木札のことで、昇殿を許された者はそこに新たに名前を記される。初参の藏人もその手続きを行った後、しばらくして彼らの前に湯漬が置かれる。先任の藏人の気色（合図）に合わせて湯漬を食べ、終わったら箸を置く。以上のようなことであろう。すなわち昇殿したばかりの藏人の儀式として、湯漬を食べる場面があったのである。

ただ、これは『侍中群要』で紹介されている複数ある説のうちの一つで、別の説では「湯漬」云々の記述はなく、説に

よって相違がみられる。よって初参の藏人が湯漬を食べるといふ儀式も、この時点では必ずしも定着していなかったのかもしれない。

次にあげるのは、藤原宗忠の日記である『中右記』の永長元年（一一〇六）正月一五日条にみえる源明国の昇殿の事例である。そこには「於殿上口令藏人木工助明国付簡、居湯漬如新殿上」とあつて、やはり日給の簡に名前が記されたのちに湯漬が出されている。明国は同年一月八日に従五位下になっていて（『中右記』同日条）、二年前の時点では「正六位上源明国」や「已為一院藏人上臈」とあるので（『中右記』嘉保元年（一一〇九四）七月一三日条）、件の湯漬の儀式のときには六位の藏人であり、それ以前には白河院の藏人としても地位を築いていたらしい。「如新殿上」とあるから、このときの昇殿はあるいは二度目だったのかもしれない。

その二年後、『中右記』承徳二年（一一〇九八）一二月二三日条をみると、記主の宗忠が右大弁・藏人頭に補任されて拝賀を行つており、それでも湯漬が登場する。このとき宗忠は院、関白、左大臣、内裏の順であいさつにまわり、そのうち院と内裏では先任の藏人が応対しているが、湯漬が出されたのは内裏だけである。そのときの記事は「藏人実光取簡、書加藏人頭字注日給、其後仰主殿司居湯漬（三盃許）、予并藏人佐実光同着之、如形食之、主殿司徹（撤）之」とあり、先任の藏人である藤原実光が応対して日給の簡に「藏人頭」と書き加え、宮中の灯火・薪炭を管理する主殿司が用意した湯漬を、宗忠と実光と一緒に食べたことがわかる。「如形」とあり、すでに形式化が進んでいることがうかがえる。

『中右記』長治二年（一一〇五）正月一六日条では、宗忠の長男である藤原宗能が藏人に補任されて拝賀を行つている。関白、中宮、内裏の順でまわり、やはり最後の内裏で湯漬が出た。記事には「次参殿上口、付藏人大江広房奏事由、拝賀之後、解劔昇殿上、広房付簡、令居湯漬、与藏人広房食了」とあつて、藏人の大江広房が取り次いで日給の簡に名前を入れ、宗能と一緒に湯漬を食べていることがわかる。宗能は二年後に藏人に還補しているが、その際にもやはり内裏にて、高階泰兼・藤原有成の二人の藏人の取り次ぎを経て、湯漬を「如形」食べている（『中右記』嘉承二年（一一〇七）一月一五日条）。

以上のように、一一世紀から一二世紀にかけて、昇殿を許された藏人が内裏で拝賀を行った際に、先任の藏人と一緒に

湯漬を食べるといふ儀式が行われるようになったことが観察された。以下本稿では、このような拝賀に際して湯漬を食べる（あるいはそのような所作をする）儀式のことを、仮に「湯漬儀式」と称しておく。

さて次に、この湯漬儀式がこれ以降の時代においてどのように継承されていくかをみていこう。『兵範記』仁安四年（一一六九）正月一日条をみると、記主の平信範の子である平信基が昇殿を許されて諸方に拝賀し、内裏では蔵人による応対を受け、やはり湯漬が出されている。ここで問題なのは、このとき信基が左衛門佐であったのは確かだが、蔵人に補任された明証はないことである。しかし傍証を挙げることはできる。それは信基の父の信範、子の親輔はいずれも蔵人頭を経験しており、彼らの家である高棟流平家は、弁官・蔵人という事務系の官職を経て大納言にまで達しうる名家という家格に属していることである。先に挙げた平行親もこの家の出身であった。よって信基も蔵人に補任されていたか、あるいは蔵人に補任さるべきその家柄にもとづいて湯漬儀式が行われたという可能性が考えられよう。

このような事例は、同じく名家に格付けされる広橋家でもみることができる。広橋経光の日記『民経記』の嘉禄二年（一二二六）八月一〇日条をみると、経光自身の昇殿拝賀の様子が記されており、経光は内裏で蔵人と湯漬を食べている。しかしこのとき経光は蔵人には補任されておらず、そのことは『蔵人補任』⁽¹⁸⁾などをみても確認できる。そして二年後の安貞二年（一二二八）に経光は蔵人に補任されており（『民経記』同年一〇月二日条）、そのときにも拝賀を行って湯漬を食べている。これは経光の子である兼仲も同様で、兼仲の日記『勘仲記』をみると、兼仲は建治二年（一二七六）七月二二日条で昇殿拝賀を行って湯漬を食べているが、蔵人に補任されたのは弘安七年（一二八四）正月一三日条のことで、そのための拝賀を同月一九日条で行っている（ただしこのときは湯漬儀式の有無など詳細は不明）。経光の父である頼資、さらにその父の兼光がいずれも蔵人の経験者であり、さらにいえば兼仲の猶子である時兼は蔵人の見習いである非蔵人として昇殿拝賀し、湯漬儀式を行っている（『勘仲記』弘安九年二月三日条）。よって経光・兼仲が一度目の昇殿拝賀で湯漬儀式を行ったのは、その家柄からして蔵人を経験することが当初から想定されていたためと考えられる。

なおここで、湯漬儀式の描写に比較的詳しいこれら広橋家の記録から、内裏での拝賀の手順を要約しておこう。まず殿上口に立って蔵人を呼び、蔵人が天皇に取り次ぐ。了解が出ると、拝舞と呼ばれる一連の所作をし、沓脱から昇殿する。

下座に着座したところで、上座に着いた藏人が主殿司を呼んで火置・硯を取り寄せ、藏人が簡に書き入れる。次いで、藏人がまた主殿司を呼び、湯漬の準備をさせる。藏人に向かい合って湯漬を食べる。食べ終わったら、もとの道をたどって帰ることになる。

ところで、時兼の湯漬儀式に關してもう一つ注目される点は、「次行湯漬、藏人親雄対揚」と、六位の藏人である藤原親雄が時兼に「対揚」したとされていることである。「対揚」というのは『日本国語大辞典』によれば、

(1) (形動) 能力、勢力、地位などがつりあつて対応していること。匹敵すること。また、その物事や人、あるいはそのさま。対等。

(2) ある事柄や相手に応じること。あい対すること。

(3) 二つずつ対になること。コンビをくむこと。

などの意味があるとされる。この『勘仲記』での用法には、一緒に向かい合つて湯漬を二人で食べ、しかも二人の地位がつりあつている、ということが含意されていると思われる。この点については次章でまたふれることにしたい。

さて広橋家と同じく名家に格付けられる甘露寺家では、藏人の拝賀について先例の蓄積がなされていた。それが『夕郎五代拝賀次第』という記録で、甘露寺親長が先祖五代(藤原隆方、為房、為隆、経房、定経)にわたる日記のなかから藏人拝賀に關わる記述を抄出したものである。「夕郎」とは「夕拝郎」ともいい、これも藏人の唐名である。五代のうち拝賀に際して湯漬儀式を行っているのは、応徳元年(一〇八四)の為房、仁安元年(一一六六)の経房、元暦二年(一一八五)の定経の三人である。残る二人はというと、天喜五年(一〇五七)の隆方は「日者故障連々、于今遅々、昨日又内裏御衰日也、(中略)付簡之後退出、雖申慶由不拝踏、服者之例也」という次第で、日取りが悪かったために儀式そのものを簡略化したらしい。また康和元年(一一九九)の為隆に關しては、そもそも拝賀の様子が記事として残っていない。そして親長の跋文によれば、文安三年(一四四六)の親長自身、寛正四年(一四六三)の子の氏長、文明四年(一四七二)の同じく子の元長と、それぞれ藏人として拝賀した際にこれら先祖の記録を参照したという。

さらに戦国期以降になると、名家だけに限らず、さまざまな家格の家に湯漬儀式の記録が残されるようになる。まず

『諸仲卿藏人奏慶記』⁽²⁰⁾は、明応九年（一五〇〇）に五辻諸仲が藏人拝賀したときの記録である。湯漬が出された時の箸の取り方・置き方について「以右手取土器之箸（大指ヲ前ニナシ、其別ノ四ノ指ヲ外ニナシテ、手ヲウツプセテ箸ノ中程ヲ取ナリ）」などと詳しく記すが、実際に湯漬を食べるといふ記述はなく、完全に儀式として形式化していることをうかがわせる。五辻家は神樂を家業とし、そのような特殊な家職にたずさわる半家と呼ばれる家格に属する。

『逍遙院内府藏人頭拝賀次第』⁽²¹⁾および『称名院右府藏人頭奏慶従事次第』⁽²²⁾は、いずれも永正二年（一五〇五）に三条西公条が藏人頭拝賀したときの記録で、著者はその父の三条西実隆であり、文章もかなり類似している。主殿司が湯漬を運んでくると「寄懸箸於湯漬（食之由也）、須臾如元置箸復座」とあって、箸を湯漬にもたせ掛けるだけで、やはり実際には食べていないらしい。三条西家の家格は大臣にまで昇る大臣家である。

『康親卿貫首拝賀次第』⁽²³⁾は、永正四年（一五〇七）に藏人頭に補任された中山康親の拝賀に関する記録で、「貫首」は藏人頭の唐名である。こちらの記録も湯漬については「食由也」とあり、食べるふりをするだけのものである。中山家の家格は羽林家で、近衛を経て納言に至ることができる家である。

以上のように、藏人の昇殿拝賀において湯漬を食べる、あるいは食べる所作をするという儀式は、平安期から戦国期まで、朝廷の中で脈々と受け継がれてきたのであった。

ところで、ここまではこの湯漬儀式を藏人に関するものとしてのみ説明してきたが、実はそうでないケースも少数ながら観察される。そこで本章では、それらの藏人以外のケースについてその背景を探ってみよう。

三、朝廷儀式と湯漬 — 摂関家子弟の昇殿拝賀 —

嘉承二年（一一〇七）四月二六日、藤原忠通が一歳で元服する。その時の様子は『中右記』の同日条、および忠通の父である藤原忠実の日記『殿暦』の同日条に詳しく記されている。この日、加冠して正五位下に叙され、昇殿の資格を得た忠通は、忠実に連れられて参内し、日給の簡に位階・姓名を記された。そして藏人頭と対座して、湯漬儀式を行った。

その後、さらに院・東宮にも参上し、それぞれ日給の簡に名前を入れられ、湯漬を出された。なお忠通はこの時点では無官であるが、六月に侍従、一月に右少将、二月に右中将と昇進していき、二月にも湯漬儀式を行っている（『中右記』同月二八日条）。父の忠実が忠通が元服した四月の時点で関白であり、七月には堀河天皇の死去と鳥羽天皇の踐祚にともない摂政となる。むろん忠通もやがては摂政・関白になる人物で、藏人の官職とは縁はない。つまり摂関家の子弟が、内裏・院・東宮の三度にわたって湯漬儀式を行っているのである。

この点に関して、以下いくつかの書物を見てみよう。まずは忠通の元服と近い時代に成立したとみられる『蓬萊抄』²¹である。著者は藤原重隆（一〇七六―一一一八）とされ、藏人以外の殿上人の作法を説いたもので、「非職事雲客所役秘抄」との別名がある。「職事」とは藏人の別名である。それによれば「初参内之時」は藏人の案内に従って昇殿を遂げ、日給の簡に官位・姓名を記された後で湯漬が供されるといい、その様子を「次令居湯漬、次随侍中之気色着台盤如形、嘗畢、拔箸候本座、頃之退出」と述べている。これらの手順は前章でみた藏人の昇殿拝賀と大きく変わるところがない。

次にみるのは『世俗浅深秘抄』²²で、著者は後鳥羽天皇、成立は建暦年間（一一二一―一一二三）との説がある。これによると「関白如子息於院殿上付簡時、納言院司着殿上行事、仍居湯漬事、六位役之、是嘉承例也」とあり、関白の子弟が院に昇殿する場合に湯漬儀式を実施するとしており、その由来を「嘉承例」に求めている。これは先にみた忠通の元服のことを指すのであろう。

さらに鎌倉期末から南北朝期の成立かとされる『夕拝備急至要抄』²³では、「関白息元服」という項目の次に記された「同（関白息）昇殿拝賀」という項目で、「被仰昇殿（六位奉付簡申次）、対揚殿上人（藏人頭、嘉承藏人頭、弘安同）、御前召（円座可入）、湯漬（下知六位、土器）、申次（慶申申次二ヶ度、御共殿上人昇殿、申次職事）」としている。やはり関白の子弟が昇殿拝賀した際に湯漬儀式を行い、その際に「対揚」する殿上人（藏人頭）が事にあたるとして、「嘉承」の例を引いている。²⁴

このような視点で、藏人あるいは名家以外の人物が湯漬儀式を行った例を検出していくと、以下の通りである。

・文治二年（一一八六）、忠通の孫で、前関白藤原基房の子である藤原家房（『玉葉』同年四月二八日条）。ときに左中

将、二〇歳。

・建久九年（一一九八）、関白近衛基通の子である鷹司兼基（『猪隈関白記』同年正月二日条）。ときに侍従、一四歳。
・建仁三年（一一〇三）、家房の異母弟である松殿忠房（『明月記』同年二月二九日条）。ときに右少将、一一歳。

・貞応元年（一一二二）、摂政・前関白近衛家実の子である近衛兼経。ときに侍従、一三歳。翌年、従四位下に加階した兼経はそのときも行った（『岡屋関白記』貞応元年二月二五日条、同二年二月二六日条）。

・康元元年（一一五六）、関白鷹司兼平の子である鷹司基忠（『経俊卿記』同年六月一九日条）。ときに右中将、一〇歳。
以上、これらの事例では摂関家の子弟が昇殿拝賀する際に湯漬儀式を行っていた。ただ、次のような例外も存在することは注意を要する。

・天福元年（一一三三）、西園寺実氏の子である西園寺公基（『民経記』同年四月一七日条）。ときに右中将、一四歳。

西園寺家の家格は摂関家に次ぐ清華家で、太政大臣まで昇進が可能であり、実氏も太政大臣にまでは昇っているが、摂政・関白の経験はもろろんない。このような事例を理解するためには、湯漬儀式を行うべきかどうかの問題になった事例、あるいは行われなかった事例が参考になる。そこで、近衛府の中将・少将の拝賀に関する記事を先行する日記から集めた『次将拝賀部類』を手引きに、いくつか興味深い事例を挙げてみよう。

まず『玉葉』の記主である九条兼実（文治二年（一一八六）に摂政、建久二年（一一九一）に関白となっている。そして兼実の子である良通は治承元年（一一七七）に中将、その弟の良経は寿永元年（一一八二）三月に少将、一二月に中将とそれぞれ拝賀の記事があるが、いずれも兼実の摂政・関白就任以前であるためか、湯漬儀式の記述はない（『玉葉』治承元年二月二日条、寿永元年三月一九日条、同年二月二〇日条）。

その一方で、兼実の異母兄で前関白である基房の子の家房は、先述の通り文治二年四月に湯漬儀式を行った。その際、藏人頭で右中弁を兼ねる源兼忠が「湯漬対揚」をつとめたという。そのとき兼忠は従四位上、家房は従四位下・左中将であった。

ちょうど同じころ、家房の拝賀と並行して取り沙汰されていたのが、兼実の同母弟で正二位・権大納言だった藤原兼房

の子で、禁色を許された兼良の拝賀に際しての「湯漬対揚」の有無であった。当時の兼良の官位は正五位下・侍従であった。この件に関して兼実は「一件対揚事、一人子息ハ貫首五位藏人之間、必候対座、雖非一人、京極殿并宇治左大臣及余等子息如此、此外無例、仍不可必然事也、互相息専不可然」との見解を示している（『玉葉』文治二年四月二十七日条）。いわく、湯漬対揚というのは、一人（いちのひと）すなわち摂政・関白の子息は藏人頭や五位藏人が対座するもので、摂政・関白でなくとも、京極殿（藤原師実）や宇治左大臣（藤原頼長）、自分の子息などの例はあるが、互相（大納言）の子息ではふさわしくない、とのことであろう。その後、後白河院から「可計沙汰」とあいまいな指示があったが、やはり兼良の「湯漬対揚」は取りやめとなった。

そして先述の西園寺家と同じく清華家のケースでは、観応元年（一二三〇）に徳大寺公清の子で左少将の徳大寺実時が昇殿拝賀を行った。西園寺家からの分家で同じく清華家に属する洞院公賢の日記『園太暦』の同年正月一六日条をみると、実時の拝賀は「略湯漬付簡儀云々、父公示合之間、可略敷旨示了」という。つまり父の公清が公賢に事前に相談したところ、「湯漬付簡儀」は省略した方がいい、とアドバイスを受けたのだという。清華家という家格で行うべき儀式ではない、との判断であろう。このような彼ら公家の家格秩序からみれば、天福元年の西園寺公基のケースは、むしろ先例を踏み外したものと位置付けるべきであろう。徳大寺実時も、もし先例に詳しい洞院公賢に相談しなければ、同じように湯漬儀式を行っていたかもしれないのである。

四、湯漬と「対揚」

それでは最後に、この湯漬儀式に関わるもう一つの論点として、「対揚」ということの意味について考えてみたい。藏人の昇殿拝賀では、向かい合って湯漬を食べるのは初参の藏人と先任の藏人である。一口に藏人といっても藏人頭・五位藏人・六位藏人・非藏人と階層差はあるが、例えば非藏人の広橋時兼には六位藏人の藤原親雄が「対揚」したように、湯漬を食べあう二人の地位はおおむね「対揚」という言葉の通りに均衡している。

次に撰関家子弟の昇殿拝賀であるが、まず既述の内容から挙げると、『夕拝備急至要抄』では嘉承の藤原忠通の例を引いて関白の子息には蔵人頭が「対揚」するとした。九条兼実が撰政・関白の子息には蔵人頭・五位蔵人が「対揚」するとした。従四位下・左中将の藤原家房には従四位上・蔵人頭・右中弁の源兼忠が「対揚」した。

正五位下・右少将の松殿忠房には「蔵人弁」が「対揚」したというが（『明月記』建仁三年二月二十九日条）、これは正五位上・五位蔵人・左少弁の藤原光親と比定される。このとき正四位下・左中将の藤原定家は忠房の取り次ぎはしたが、「於其事者、蔵人弁御沙汰候也」と言つて、「対揚」まではしなかつた。

また永仁三年（一二九五）、ときに正四位下・右中将で九歳の近衛経平が昇殿拝賀した際には、正四位下・右中将・蔵人頭の正親町三条実躬が「対揚」した（『実躬卿記』同年八月二三日条）。

以上のことからすると、湯漬儀式の「対揚」は蔵人がつとめ、位階の上では拝賀する者と同格、あるいはやや上位の者があたることになつていたと考えられる。撰関家子弟の場合であつても蔵人が「対揚」してしたことから、やはりもとは蔵人の昇殿拝賀のやり方を、藤原忠実・忠通の父子が模したものと考えるのがよいのではなからうか。

おわりに

本稿では「湯漬」という食べ物に着目して、中世以前の日本文化の一端を解明することを課題として検討を進めてきた。

そのなかで明らかになつたのは、まず宴会から病床まで、生活のさまざまな局面で人々が口にしてきた、いわば基本食・万能食としての湯漬のあり方であり、朝廷にあつては、昇殿拝賀という新たな参入者を受け入れる儀式での不可欠な小道具という姿であつた。

天皇の秘書官たる蔵人、さらには天皇の代行者たる撰関の子弟という、朝廷のなかで重要な位置を占める彼らにとつて、湯漬儀式とは公家社会に仲間入りするための共同飲食の場であり、彼らをつなげる媒介として湯漬は機能したので

あった。

実際に向かい合って湯漬を食べたのは、新参者と位階のほぼつりあった藏人であり、その二人の関係を指して「対揚」と表現していた。そしてこの儀式の対象が、藏人だけでなく撰関家子弟にまで拡大するようになった大きな契機は、藤原忠実・忠通の父子だったと考えられるのである。

注

- (1) <http://nagatanien.okweb3.jp/EokpControl?&id=10632&event=FED006>
- (2) <http://www.nagatanien.co.jp/enjoy/backstage/#1738>
- (3) 本稿では『新編 日本古典文学全集』および『群書類従(正・続・続々)』の閲覧に際してはジャパンナレッジを利用した。
- (4) 伊藤信博「室町時代の食文化考―飲食の嗜好と旬の成立―」(名古屋大学国際言語文化研究科国際多元文化専攻『多元文化』一四、二〇一四年)。
- (5) 『新編 日本古典文学全集一五うつほ物語二』「蔵開中」四九一頁。
- (6) 『新編 日本古典文学全集一五うつほ物語二』「蔵開中」五〇七頁。
- (7) 『新編 日本古典文学全集二二源氏物語三』「少女」三八頁。
- (8) 古瀬奈津子「芋粥の話―有職故実から生活社会史へ―」(『大学院教育改革支援プログラム―日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成』活動報告書、二〇〇九年)。
- (9) 『新編 日本古典文学全集三四大鏡』四〇〇～四〇一頁。
- (10) 『新編 日本古典文学全集一八枕草子』一八七段、三二五～三二六頁。
- (11) 『新編 日本古典文学全集三八今昔物語集四』巻二八第三、二一五～二一七頁。
- (12) 『新編 日本古典文学全集五〇宇治拾遺物語』巻七第三、二三一～二三三頁。
- (13) 『国史大系一五古今著聞集』巻一八飲食第二八、五六七～五六八頁。
- (14) 『新編 日本古典文学全集一七落窪物語・堤中納言物語』二八三頁。
- (15) 二〇一四年一月二十九日検索。
- (16) 『続々群書類従第五記録部』所収。
- (17) 『続々群書類従第七法制部二』所収「侍中群要第一」。
- (18) 『群書類従第四輯補任部』所収。
- (19) 『続群書類従第十一輯下公事部』所収。
- (20) 『続群書類従第十一輯下公事部』所収。
- (21) 『続群書類従第十一輯下公事部』所収。
- (22) 『続群書類従第十一輯下公事部』所収。
- (23) 『続群書類従第十一輯下公事部』所収。
- (24) 『群書類従第七輯公事部』所収。
- (25) 『群書類従第二十六輯雑部』所収。

(26) 『群書類従第七輯公事部』所収。

(27) 一方の「弘安」の例としては、鷹司兼平の子息である兼忠、二条師忠の子息である冬通、弟で養子の兼基などが考えられるが未詳である。

(28) 『統群書類従第十一輯下公事部』所収。

Aspects of Yuzuke: Focusing on Ceremony of the Imperial Court

NITADORI Yuichi

This paper focuses on a food called “Yuzuke”, and examines it to solve a part of Japanese culture in the ancient and medieval period. “Yuzuke” was a basic and universal food that was eaten by people in various situations of their lives, from banquets to sickbeds. And “Yuzuke” was a necessary tool in a ceremony of the Imperial Court called “Shoden Haiga” to welcome newcomers.

The “Yuzuke” ceremony was held to connect “Kurodo”, the secretary of the Emperor, and children of “Sekkan”, the deputy of the Emperor who occupied an important position in the Imperial Court, at the time when they joined the noble society, by eating together. “Yuzuke” worked as a medium to join them.

A newcomer and a “Kurodo”, who almost matched in court rank, ate “Yuzuke” facing each other, and the relation between them was called “Taiyo”. It is thought that the first example of the “Yuzuke” ceremony performed not only by “Kurodo” but also by children of “Sekkan”, Fujiwara no Tadamichi, the son of Fujiwara no Tadazane.